

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成16年10月15日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 許可年月日及び番号

平成15年 9月18日 第3150号

平成16年 4月 6日 変第1542号

平成16年 9月 7日 変第1552号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市伏見区醍醐上端山町32番地，32番地2，35番地，38番地1，38番地2，38番地5，38番地6，39番地1，39番地2，40番地1，40番地2，40番地3，40番地乙（一部），41番地1，41番地4及び42番地2（一部）並びに国有地（未登記）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市下京区仏光寺通新町東入ル糸屋町225番地

株式会社トピックス

代表取締役 東坂栄作

（都市計画局都市景観部開発指導課）